

一般社団法人日本木材輸出振興協会 個人情報保護取扱規程細則

平成 28 年 4 月 1 日

一般社団法人日本木材輸出振興協会個人情報保護取扱規程第 4 条に基づき次のとおり個人情報管理責任者を定める。

1 個人情報管理責任者（以下「管理責任者等」という。）

- (1) 管理責任者は、事務局長を当てる。
- (2) 個人情報を保護するための安全管理体制等の実効性を期するため、個人情報管理責任者補助者として、情報収集管理担当者を当てる。

2 安全管理措置

管理責任者等は個人情報を管理するために必要な安全管理措置を講ずる。

(1) 組織的安全管理措置

- ア 管理責任者等は、定期的に個人情報の管理状況の点検を行う。
- イ 役職員等は、漏洩事案等対応する場合は、管理責任者の指揮の下で行う。
- ウ 管理責任者等は、機器、装置等の盗難防止措置を講ずる。

(2) 人的安全管理措置

- ア 個人情報を取り扱う役職員等は、その職務に関する個人情報に限定して取り扱う。
- イ 管理責任者等は、役職員等に法令及びその他の規範等安全管理に関する教育・訓練を行う。

(3) 技術的安全管理措置

- ア 役職員等がパソコン等へアクセスする場合は、個人毎に異なるパソワ

ードを設定し、他人には知らせないようにする。

イ 役職員等は、個人情報をディスプレイに表示したまま席を離れる等、部外者のその内容が分かるような行為は厳に慎む。